
プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 スピンの会計処理に関する国際的な会計基準における取扱い

I. 本資料の目的

1. 本資料は、スピンの会計処理に関する国際的な会計基準における取扱いを分析することにより、パーシャルスピンの会計処理に関する論点の検討に役立てることを目的としている。

II. スピンの会計処理に関する国際的な会計基準における取扱い

2. 今回の基準開発においては、子会社株式を株式配当することによりスピンオフ実施会社に一部の持分を残すスピンオフを対象としている。このような取引について、国際的な会計基準では、所有者に対する非現金資産の分配として取り扱っている場合とスピンオフに関して固有の定めを設けている場合がある。以下では、国際財務報告基準（IFRS 会計基準）と米国会計基準における関連する定めを紹介する。

（IFRS 会計基準）

範囲

基準本文

3. 所有者に対する非現金資産の分配については、IFRIC 解釈指針第 17 号「所有者に対する非現金資産の分配」（以下「IFRIC 第 17 号」という。）が会計処理の指針を提供している。IFRIC 第 17 号は、所有者としての立場で行動する所有者に対して企業が行う非現金資産の分配に適用するとされている（IFRIC 第 17 号第 3 項）。
4. IFRIC 第 17 号は、同じ種類の資本性金融商品のすべての所有者を平等に扱う分配にのみ適用するとされている（IFRIC 第 17 号第 4 項）。
5. 例外として、IFRIC 第 17 号は、次の場合には適用しないとされている。
 - (1) 分配の前後において最終的に同一の者又は集団に支配される非現金資産の分配には適用しない（IFRIC 第 17 号第 5 項）。IFRS 第 3 号「企業結合」の B2 項は、「個人の集団が、契約上の取決めの結果として、企業の活動から便益を得るように企業の財務及び営業の方針を左右する力を集散的に有している場合には、企業を支配している

ものと見なければならない。」と述べている。したがって、分配の前後で同一の集団がその資産を支配しているという理由から分配を IFRIC 第 17 号の範囲外とするためには、その分配を受け取る個人株主の集団が、契約上の取決めの結果として、分配を行う企業に対するこのような最終的な集合的な力を有していなければならない (IFRIC 第 17 号第 6 項)。

(2) 企業が子会社に対する所有持分の一部を分配するが当該子会社に対する支配を維持する場合には適用しない。子会社に対する非支配持分を認識する結果となるような分配を行う企業は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」(以下「IFRS 第 10 号」という。)に従ってその分配を会計処理する (IFRIC 第 17 号第 7 項)。

6. IFRIC 第 17 号は、非現金資産の分配を行う企業の会計処理のみを取り扱っており、そのような分配を受ける株主の会計処理は扱っていないとされている (IFRIC 第 17 号第 8 項)。

結論の根拠

7. IFRS 第 10 号は一般的な支配の喪失を取り扱っているが、スピノフは取り扱っていない (IFRS 第 10 号 BCZ184 項)。

8. 本資料第 4 項に関して、IFRIC は、同じ種類の資本性金融商品の所有者のすべてが平等に扱われてはいない分配を IFRIC 第 17 号が扱うべきではないと決定したとしている。これは、IFRIC の見解では、このような分配では分配を受ける所有者の少なくとも一部が、企業及び (又は) 他の所有者に何かを引き渡すことを示唆する可能性があるからであり、このような分配は、交換取引の性格の方が強いかもしれないとしている (IFRIC 第 17 号 BC6 項)。

9. 本資料第 5 項(1)に関して、IFRIC は、IFRIC 第 17 号公開草案の公表後、分配の前後において最終的に同一の者又は集団に支配される資産の分配を含めるように IFRIC 第 17 号の範囲を拡大すべきとする利害関係者からのフィードバックを踏まえ再審議したが、共通支配下の取引を取り扱うプロジェクトを検討課題に加えるという IASB の決定を考慮し、IFRIC 第 17 号の範囲を拡大しないことを決定したとしている (IFRIC 第 17 号 BC12 項)。

10. また、IFRIC は、分配を行う企業を支配する契約上の取決めが株主の間で行われていない限り、グループ企業の株式又は事業がグループ外の株主に分配される取引 (スピノフ、スプリットオフ又は会社分割と一般に呼ばれる) は、共通支配下の企業又は事業の間の取引ではないことを IFRIC 第 17 号は明確にすべきだと決定したとしている (IFRIC 第 17 号 BC14 項)。

11. さらに、本資料第5項(2)に関して、IAS第27号(2008年修正)は、支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動は、資本取引として会計処理することを要求しており¹、IFRICは当該要求事項との整合性を考慮したとしている(IFRIC BC15項)。

会計処理

基準本文

12. IFRIC第17号における会計処理の定めの詳細は以下のとおりである。

- (1) 企業は、所有者に対する配当として非現金資産を分配するという負債を、分配される資産の公正価値で測定しなければならない(IFRIC第17号第11項)。
- (2) 各報告期間の末日現在及び決済日現在で、企業は未払配当金の帳簿価額を見直して修正し、未払配当金の帳簿価額の変動を分配額の修正として資本に認識しなければならない(IFRIC第17号第13項)。
- (3) 未払配当金の決済時に、企業は、分配される資産の帳簿価額と未払配当金の帳簿価額との差額を純損益に認識しなければならない(IFRIC第17号第14項)。また、当該差額を純損益の独立した表示科目で表示しなければならない(IFRIC第17号第15項)。

(米国会計基準)

非貨幣性資産の分配

原則的な取扱い

13. 一般に非貨幣性取引の会計処理は、貨幣性取引と同じく、関係する資産(又はサービス)の公正価値に基づいて行わなければならない。したがって、他の非貨幣性資産と交換して取得した非貨幣性資産の取得原価は、それを得るために放棄した資産の公正価値であり、交換に際して利得又は損失を認識しなければならない(ASC 845-10-30-1項)。

例外的な取扱い

14. スピンオフやその他の組織再編、清算又は実質的に過去の企業結合の取消しである計画において、企業の所有者に非貨幣性資産を分配する場合の会計処理は、分配される非貨幣性資産の帳簿価額に基づいて行わなければならない。連結又は持分法の適用対象であ

¹ 2011年5月以降、IFRS第10号が、支配の原則に関する要求事項を扱っている。

る子会社その他の投資の株式を企業の所有者に比例的に配分する取引は、スピノフと同様の取引である（ASC 845-10-30-10 項）。

15. 親会社がスピノフのような所有者への非相互的な（Nonreciprocal）譲渡によって子会社を連結除外する場合、又は資産グループの認識を中止する場合は、サブトピック 845-10 の会計ガイダンスを適用する（ASC 810-10-40-5 項）。

スピノフ

定義及び範囲

16. 米国会計基準において、スピノフとは、ある企業（スピナー）が事業を構成する資産を新たに設立した企業（スピニー）に移し、その後、当該設立した企業の株式を株主（スピナーの株主）に分配することをいう（ASC 505-60-20 項）。
17. サブトピック 505-60 「スピノフとリバーズ・スピノフ」のガイダンスは、事業を構成する非貨幣性資産の所有者への分配を含むすべての取引に適用されるが、事業を構成しない非貨幣性資産の分配には適用されない（ASC 505-60-15-2、505-60-15-3 項）。

会計処理

18. 完全所有子会社又は連結子会社の株式の親会社の株主への分配は、当該子会社の帳簿価額に基づき会計処理される（ASC 505-60-25-2 項）。

スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフ

19. 子会社株式のすべてを配当するスピノフのみならず、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフが本資料第 14 項におけるサブトピック 845-10 の例外的な取扱いの適用対象となるか否かに関して、会計基準に明確な記載はない。しかし、本資料第 14 項及び第 15 項のガイダンスを考慮すると、子会社株式のすべてを配当する場合に限定しておらず、親会社が所有者への分配によって子会社への支配を喪失する場合には、サブトピック 845-10 の例外的な取扱いの適用対象になると考えられる。この点に関して、複数の会計事務所における米国会計基準のガイダンスでは、主として次のとおり記載されている。

- (1) 一部の子会社株式を比例的に配当することによってスピナーがスピニーの支配を喪失したと判断した場合、スピナーは所有者に分配された非貨幣性資産をサブトピック 845-10 に基づき会計処理することになる。すなわち、スピナーはスピニーの純資産の帳簿価額に対するスピナーの持分と同額で残余資本持分（retained equity interest）を計上する。その後、スピナーは、適用される他の米国会計基準（例：ト

ピック 323「投資－持分法とジョイント・ベンチャー」)に基づき、その残余資本持分を会計処理することになる。

- (2) スピナーがスピニーの支配を維持する場合、スピンオフ後もトピック 810「連結」に基づきスピニーを連結し、ASC 810-10-45-23 項に基づき持分の減少を資本取引として会計処理することになる。

ASBJ 事務局の分析

(IFRS 会計基準)

20. 2008 年 11 月開催の IASB ボード会議では、IFRIC 第 17 号の承認決議がなされているが、その際のスタッフペーパー (AP5「IFRIC 解釈指針の承認」) では、米国会計基準との整合性に関して、次のとおり記載されている。

18. IFRIC の見解は、非現金資産の所有者への分配に関する米国会計基準の要求事項 (APB 意見書第 29 号、EITF 第 01-2 号、SFAS 第 153 号) とほぼ整合している。米国会計基準では、株主への非金銭的資産の譲渡は、基本的に譲渡資産の公正価値で計上し、資産の処分時に利得又は損失を認識することになっている。

19. 米国会計基準では、子会社株式の比例配分や公正価値が確定できない場合、この要求事項を例外的に認めている。このような場合、取引は帳簿価額で計上される。

20. 本解釈指針はこのような場合についての例外を設けていない。子会社株式が分配され、子会社に対する支配が失われた場合の損益の認識は、企業結合プロジェクトやフレームワークの結果としての最近の IAS 第 27 号の修正と整合している。

21. 前項の記載のとおり、子会社株式の比例配分等において例外的な取扱いを設けるか否かに関しては、IFRIC 及び IASB は、米国会計基準の定めを理解しつつ、米国会計基準との整合性よりも他の IFRS 会計基準や IFRS プロジェクトとの整合性を重視したものと考えられる。

(米国会計基準)

22. 非貨幣性取引の会計処理における原則的な取扱いと例外的な取扱いに関して、米国における会計原則審議会 (APB) 意見書第 29 号「非貨幣性取引の会計処理」(以下「APB 第 29 号」という。) 第 18 項及び第 23 項では、本資料第 13 項及び第 14 項と同様の取扱いが定められており、これらの取扱いは APB 第 29 号の開発当時から変わっていないと考えられ

る。

23. APB 第 29 号、EITF 第 01-2 号及び SFAS 第 153 号には、前項の取扱いに関する結論の根拠の記載がなく、これらの会計基準等の記載からは、前項の取扱いとなった背景が明らかではない。

(IFRS 会計基準と米国会計基準との差異)

24. IFRS 会計基準と米国会計基準はいずれも、我が国の現行の取扱い²と同様に、非現金資産の分配においては、原則として、分配される非現金資産の公正価値に基づき会計処理することとされている。しかし、本資料第 21 項に記載のとおり、IFRS 会計基準と米国会計基準とでは、例外的な取扱いが設けられているか否かに関して、両者は異なっている。前者においては、他の IFRS 会計基準や IFRS プロジェクトとの整合性を重視する観点から例外的な取扱いが設けられていない一方、後者においては、子会社株式の比例配分等について分配される非貨幣性資産の帳簿価額に基づいて行われるとする例外的な取扱い³が設けられている。

ディスカッション・ポイント

パーシャルスピノフの会計処理に関する国際的な会計基準における取扱いに係る ASBJ 事務局の分析についてご不明な点があれば、ご質問をいただきたい。

以 上

² 審議事項(3)-2に記載のとおり、我が国においても、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(以下「自己株式適用指針」という。)第10項では、配当財産が金銭以外の財産である場合、現物配当を行う会社は、原則として配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)を減額することとしている。

³ 審議事項(3)-2に記載のとおり、我が国においても、自己株式適用指針第10項において例外的な取扱いを定めており、分割型の会社分割(按分型)の場合や保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合には、配当財産の適正な帳簿価額で会計処理することとしている。